

山形銀行 定期預金規定 13. 自動継続据置定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に前回と同一内容の据置定期預金として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳（証書）記載の最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を当行本支店に申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金の全部または一部について、預入日から6か月後の応当日（据置期間満了日）以後の任意の日に支払います。
- (2) 上記第1項による預金（一部支払をしたときはその支払後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払は、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、次の範囲で1万円以上の金額で請求してください。
 - ① 元金金額が300万円以上の場合 …………… 元金金額のうち300万円を超える金額部分
 - ② 元金金額が300万円未満の場合 …………… 元金金額のうち任意に指定する金額部分
- (3) この預金の一部について支払があった場合は、その残りの部分について自動継続の取扱をします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約をするときは解約時、一部支払するときは一部支払時）に預入日から最長預入期限（解約をするときは解約時、一部支払するときは一部支払時）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、継続日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金するか、または継続日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) 継続後の預金の利息についても上記第1項と同様の方法により計算します。
- (3) 継続を停止した場合の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) 「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項および第4項または第5項の規定により据置期間満了日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (共通規定の適用)

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定1. 共通規定（通帳口・証書口）」を適用します。

以上

(2020年4月1日現在)